

「第4期南砺市地域福祉計画」第2回策定委員会

日時：令和8年3月19日（金）午後2時～

場所：南砺市地域包括ケアセンター 多目的研修室

《次第》

1 開 会

2 委員長・委員長代理選出

3 議 事

（1）アンケート調査結果について

（2）テーマディスカッション

4 その他 今後のスケジュールについて

5 閉 会

南砺市地域福祉計画策定委員会委員

(任期 委嘱の日 ～ 令和9年3月31日まで)

	役 職	氏 名	職 名	区 分
1	富山福祉短期大学 教授	鷹西 恒	富山福祉短期大学	学識経験者 2名
2	特定非営利活動法人 南砺市医師会 理事	松 智彦	NPO法人南砺医師会	
3	南砺市民生委員児童委員協議会 会長	得能 金市	南砺市民生委員児童委員協議会	保健医療福祉関係者 4名
4	南砺市社会福祉協議会 会長	中山 繁實	南砺市社会福祉協議会	
5	マーシ園木の香 副施設長	式部 裕美	社会福祉法人 マーシ園	
6	特別養護老人ホーム福寿園 施設長	吉田 孝幸	社会福祉法人 福寿会	
7	南砺市地域づくり協議会連合会 理事	戸成 博宣	南砺市地域づくり協議会連合会	市民団体関係者 6名
8	南砺市シニアクラブ連合会 女性副会長	廣瀬 恵美子	南砺市シニアクラブ連合会	
9	男女共同参画推進員南砺市連絡会 代表	佐竹 弘昭	男女共同参画推進員南砺市連絡会	
10	南砺市身体障害者協会 会長	藤井 千悦	南砺市身体障害者協会	
11	南砺市手をつなぐ育成会 会計	奥村 雄一	南砺市手をつなぐ育成会	
12	南砺市ボランティア連絡協議会	山下 文子	南砺市ボランティア連絡協議会	
13	公募委員	傍田 裕子	公募委員	公募委員
14	公募委員	長田 唯似	公募委員	
15	公募委員	古瀬 陽子	公募委員	

テーマディスカッション

テーマ1 アンケート結果から見えてきた、南砺市が「特に力を入れて取り組むべき」と考える福祉課題について、それぞれの専門分野やこれまでのご経験を踏まえてご意見をお聞かせください。

テーマ2 市民や民生委員の皆さんの声から見えてきた、地域の「良い点」や「既存の活動」をさらに発展させるにはどうすれば良いと考えるか。また、地域住民が福祉活動に「より積極的に参画する」ための仕掛けやアイデアをお聞かせください。

テーマ3 今回のアンケート結果を踏まえた、今後の地域福祉計画において「重点的に盛り込むべき」と考える施策や視点について

第4期南砺市地域福祉計画 策定スケジュール

	計画策定委員会	事務局（福祉課）
R7年10月	<第1回> アンケート実施について	アンケート内容検討 アンケート調査発送準備
R7年11月		↑アンケートの発送 市内在住18歳以上の男女 2,000人（無作為抽出）
R7年12月		↓アンケートの回収 30日まで
R8年2月		↓アンケートの集計・分析
R8年3月	<第2回> アンケート結果報告	
R8年4月		↑地域福祉関連データの収集 （児童福祉・高齢者福祉・障害福祉・保健、住宅等）
R8年7月		現計画の検証 ↓施策分野別進捗状況
R8年8月	<第3回> 計画案の協議 現計画の評価 骨子案の協議等	骨子案・数値目標値案作成
R8年10月	<第4回> 計画案の協議 素案の協議等	素案策定
R8年12月	<第5回> 計画最終案の協議 計画書案の最終協議等	編集・修正
R9年3月		計画策定

南砺市告示第11号

南砺市地域福祉計画策定委員会要綱を次のように定める。

令和7年5月1日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市地域福祉計画策定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市附属機関条例（令和7年南砺市条例第1号）第2条第2項の規定により設置される南砺市地域福祉計画策定委員会の組織及び運営に関し、同条例第3条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民団体関係者

(2) 保健医療福祉団体関係者

(3) 学識経験を有する者

(4) 公募による者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、地域包括医療ケア部福祉課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年5月1日から施行する。

（招集の特例）

2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（この告示の失効）

3 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。